

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年2月26日（平成28年（行情）諮問第193号）

答申日：平成28年7月28日（平成28年度（行情）答申第239号）

事件名：「検察総合情報管理システム運用管理要領の全部改正について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月18日付け法務省刑総第1558号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、不開示決定に係る行政文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

本件の不開示部分は、開示文書の大部分にわたり、たとえば、3条運用管理体制、4条総括運用管理責任者、5条総括運用管理者などといった部分も全面的に不開示となっている。これらの規定は、当該システムの管理運用にかかる人的体制・組織体制を記載したものであり、行政機関の活動を監視・検証する上で、基礎的かつ重要な情報である。他方、電子システムに関して、人的体制・組織体制の部分を明らかにしたことで、直ちにセキュリティ上の問題につながることは通常ありえない。

にもかかわらず、本件不開示決定は「情報システムの脆弱性の推測を容易にし、サイバー攻撃及び情報システムへの不法な侵略を招く」おそれがあるなどして、上記の部分を含めて、本件行政文書の大部分を不開示としている。

本件不開示決定は、不合理な根拠に基づいて、法5条4号6号該当性を認めて、過度な不開示を行っていると考えられる。人的体制・組織体制の部分を含めて、不開示部分全体にわたって、不開示の適法性が審査される必要がある。そこで異議を申し立てる。

(2) 意見書

諮問庁の意見には理由が無いものと考えているが、組織体制の部分について補足する。

諮問庁は人的体制・組織体制が公になることによりサイバー攻撃を誘発するおそれが高まると主張している。しかし、おそらくは行政文書の中には、担当役職の名称程度しか記載していない部分が存在する。そういったものまでも含めて、公にすればサイバー攻撃を誘発すると主張するならば、それは言い過ぎ・誇張というべきである。以上の点も踏まえて慎重に審理されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 開示請求の内容及び本件不開示決定（原処分）に至る経緯等

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「検察総合情報管理システムを利用するための運用管理要領」を対象とするものである。

(2) 原処分に至る経緯等

本件開示請求に対応する行政文書として、平成21年12月24日付け最高検情第15号「検察総合情報管理システム運用管理要領の全部改正について」及び平成25年3月28日付け最高検情第4号「検察総合情報管理システム運用管理要領の全部改正について」を特定した上、処分庁において、法5条4号及び6号柱書きに該当することを理由に平成27年12月18日付け法務省刑総第1558号をもって、原処分を行ったものである。

2 本件諮問の趣旨

異議申立人は、原処分における上記決定理由に対し、異議申立てに係る処分を取り消し、不開示決定に係る行政文書を開示するとの決定を求める旨主張するところ、審査庁においては、原処分は妥当であり、これを維持することが適当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 不開示情報該当性について

(1) 検察総合情報管理システムについて

検察庁においては、検察官が犯罪の捜査、起訴・不起訴の決定、公判の維持遂行、裁判の執行の指揮等を行っており、これらの活動を行うため不可欠な事務として、事件の受理・処理、令状の請求・執行、懲役刑等の執行、罰金等の徴収、前科の把握・調査、記録の管理等（以下「検務事務」という。）を行っているところ、これらの事務で取り扱う情報には、個人情報や犯罪の捜査等に関する極めて高度な秘匿性を有する情報が含まれることに鑑み、高度な要保護性を充足するとともに、安全性・信頼性の確保等に対応した高度なセキュリティを有するシステムと

して検察総合情報管理システムが開発された。

また、運用面においても、同システムの情報及び同システムをあらゆる脅威から守り、必要な情報セキュリティを確保し、もって、同システムの円滑な運用を図るため、本件行政文書である検察総合情報管理システム運用管理要領に基づき、運用がなされているところである。

(2) 本件行政文書の不開示情報該当性について

一部不開示に係る本件行政文書には、検察庁における情報システムの構成、情報セキュリティ対策、インシデント対応及び対応体制等が記録されているところ、当該情報を公にすることで、情報システムの脆弱性の推測が容易になり、情報システムへの不法な侵入及び破壊等のサイバー攻撃を誘発するおそれがある。

さらには、サイバー攻撃を受けた場合においても、検察庁のインシデント対応への妨害行為を併せて行われることにより、適切なインシデント対応が阻害され、より被害の拡大を招くおそれもある。よって、本件行政文書には、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）のほか、検察庁が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）が記録されていることから、法5条4号及び6号に該当する部分を不開示とした。

この点につき、異議申立人は、異議申立ての理由として、「人的体制・組織体制の部分を明らかにしたことで、直ちにセキュリティ上の問題につながることは通常ありえない」との主張をしているが、人的体制及び組織体制を明らかにすることにより、検察総合情報管理システムにおけるセキュリティ対応体制が公になることに疑義はなく、攻撃者に有益な情報を提供するとともに、検察庁のインシデント対応を阻害される可能性がある以上、システムへの不法な侵入及び破壊等のサイバー攻撃を誘発するおそれは依然として存在する。さらに、人的体制・組織体制が公になることにより、システム管理を行っている部署等が明らかとなるものでもあり、その結果、サイバー攻撃対象の特定が容易になり、サイバー攻撃を誘発するおそれが高まるものでもある。

4 結論

以上のとおり、本件行政文書について、不開示とした文書に記載された情報は、法5条4号及び6号柱書きの各不開示事由に該当する情報であるため、原処分は妥当である

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年3月10日 審議
- ④ 同月22日 異議申立人から意見書を収受
- ⑤ 同年6月28日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，
本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙1に掲げる文書1及び文書2である。

処分庁は，本件対象文書について，その一部が法5条4号及び6号柱書きに該当するとして，不開示とする原処分を行った。

これに対し，異議申立人は，原処分を取り消し，別紙2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）諮問庁の説明の要旨

ア 検察総合情報管理システムについて

検察庁においては，検察官が犯罪の捜査，起訴・不起訴の決定，公判の維持遂行，裁判の執行の指揮等を行っており，これらの活動を行うため不可欠な事務として，事件の受理・処理，令状の請求・執行，懲役刑等の執行，罰金等の徴収，前科の把握・調査，記録の管理等（検務事務）を行っているところ，これらの事務で取り扱う情報には，個人情報や犯罪の捜査等に関する極めて高度な秘匿性を有する情報が含まれることに鑑み，高度な要保護性を充足するとともに，安全性・信頼性の確保等に対応した高度なセキュリティを有するシステムとして検察総合情報管理システムが開発された。

また，運用面においても，同システムの情報及び同システムをあらゆる脅威から守り，必要な情報セキュリティを確保し，もって，同システムの円滑な運用を図るため，本件対象文書である検察総合情報管理システム運用管理要領に基づき，運用がなされているところである。

イ 本件対象文書の不開示情報該当性について

一部不開示に係る本件対象文書には，検察庁における情報システムの構成，情報セキュリティ対策，インシデント対応及び対応体制等が記録されているところ，当該情報を公にすることで，情報システムの脆弱性の推測が容易になり，情報システムへの不法な侵入及び破壊等のサイバー攻撃を誘発するおそれがある。

さらには，サイバー攻撃を受けた場合においても，検察庁のインシデント対応への妨害行為が併せて行われることにより，適切なイン

シデント対応が阻害され、より被害の拡大を招くおそれもある。よって、本件対象文書には、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）のほか、検察庁が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）が記録されていることから、法5条4号及び6号に該当する部分を不開示とした。

この点につき、異議申立人は、異議申立ての理由として、「人的体制・組織体制の部分を明らかにしたことで、直ちにセキュリティ上の問題につながることは通常ありえない」との主張をしているが、人的体制及び組織体制を明らかにすることにより、検察総合情報管理システムにおけるセキュリティ対応体制が公になることに疑義はなく、攻撃者に有益な情報を提供するとともに、検察庁のインシデント対応を阻害される可能性がある以上、システムへの不法な侵入及び破壊等のサイバー攻撃を誘発するおそれは依然として存在する。さらに、人的体制・組織体制が公になることにより、システム管理を行っている部署等が明らかとなるものでもあり、その結果、サイバー攻撃対象の特定が容易になり、サイバー攻撃を誘発するおそれが高まるものでもある。

（2）検討

ア 本件不開示部分のうち「第2章 運用管理体制」（文書1及び文書2の3条ないし8条）に係る不開示部分

標記の不開示部分のうち、別紙3のア及びオに掲げる部分を除く部分には、検察システムの運用管理上の役職、その役職に充てる者の職名及び役割等が記載されていると認められるところ、その職名及び役割は検察システムのセキュリティ対応体制にほかならず、これを公にすると、サイバー攻撃対象の特定が容易になり、サイバー攻撃を誘発するおそれが高まり、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ただし、別紙3のア及びオに掲げる部分は、これを公にしても、サイバー攻撃対象の特定につながる具体的な職名や情報システムの脆弱性の推測につながる具体的な記載はないことから、上記のおそれがあるとは認められず、法5条4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 本件不開示部分のうち「第3章 検察システムの運用」（文書1の9条ないし14条及び文書2の9条ないし16条）に係る不開示部分

標記の不開示部分のうち、別紙3のイ及びカに掲げる部分を除く部分には、検察システムの障害が発生した際の対応体制、端末運用管理、通信回線の情報等が具体的に記載されていると認められ、これは、検察システムがどのように運用されているかについての詳細な情報であり、これを公にすると、情報システムの脆弱性の推測が容易になり、情報システムへの不法な侵入や破壊等のサイバー攻撃を誘発するおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ただし、別紙3のイ及びカに掲げる部分は、これを公にしても、情報システムの脆弱性の推測につながる具体的な記載はないことから、上記のおそれがあるとは認められず、法5条4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 本件不開示部分のうち「第4章 情報の取扱い」（文書1の15条ないし19条及び文書2の17条ないし21条）に係る不開示部分

標記の不開示部分のうち、別紙3のウ及びキに掲げる部分を除く部分には、検察システムにおける情報の保存や消去等についての注意点等が具体的に記載されていると認められ、これは、検察システムにおいて情報の管理をどのようにしているかについての詳細な情報であり、これを公にすると、情報システムの脆弱性の推測が容易になるなど、上記イと同様、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ただし、別紙3のウ及びキに掲げる部分は、これを公にしても、情報システムの脆弱性の推測につながる具体的な記載はないことから、上記のおそれがあるとは認められず、法5条4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 本件不開示部分のうち「第5章 情報セキュリティ」（文書1の20条ないし34条及び文書2の22条ないし38条）に係る不開示部分

標記の不開示部分のうち、別紙3のエ及びクに掲げる部分を除く部分には、検察システムのアクセス制限、共有ユーザーID、証跡管理、不正プログラムへの対応方法や障害等の発生時における報告等のセキュリティ対応体制が具体的に記載されていると認められ、これは、検察システムの情報セキュリティに関する詳細な情報であり、これを公にすると、サイバー攻撃対象の特定及び情報システムの脆弱性の推測が容易になり、情報システムへの不法な侵入や破壊等の

サイバー攻撃を誘発するおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ただし、別紙3の工及びクに掲げる部分は、これを公にしても、サイバー攻撃対象の特定につながる具体的な職名や情報システムの脆弱性の推測につながる具体的な記載はないことから、上記のおそれがあるとは認められず、法5条4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 別添様式（文書1及び文書2）

標記の不開示部分は、検察総合情報管理システム運用管理要領の記載内容に関連する様式であって、検察システムの管理運用に関する記載があると認められ、同要領の各条文の記載と併せ、これを公にすると、サイバー攻撃対象の特定及び情報システムの脆弱性の推測が容易になり、情報システムへの不法な侵入や破壊等のサイバー攻撃を誘発するおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分は、同条4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 (本件対象文書)

文書 1 平成 21 年 12 月 24 日付け最高検情第 15 号「検察総合情報管理システム運用管理要領の全部改正について」

文書 2 平成 25 年 3 月 28 日付け最高検情第 4 号「検察総合情報管理システム運用管理要領の全部改正について」

別紙 2 (本件不開示部分)

文書 1 3 条ないし 3 4 条の各本文及び別添様式 (4 条のみ表題も不開示)

文書 2 3 条ないし 3 8 条の各本文及び別添様式

別紙 3（開示すべき部分）

文書 1

ア 3 条 2 項の本文， 4 条の表題， 8 条の本文

イ 1 0 条， 1 1 条 4 項， 1 2 条 9 項， 1 4 条及び 1 5 条の各本文

ウ 2 9 条の本文

エ 3 4 条 2 項の本文

文書 2

オ 3 条 2 項及び 8 条の各本文

カ 1 0 条， 1 2 条及び 1 6 条の各本文

キ 1 7 条 1 項及び 2 項の各本文

ク 3 4 条及び 3 8 条 2 項の各本文